

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、当院があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 いのこし病院
 所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地
 法人種別 医療法人
 代表者名 理事長 柵木 充明
 院長名 木村 敏男
 電話番号 052(777)5688 FAX番号 052(777)1767
 東海北陸厚生局長から指定を受けている入院基本料及び指定番号 療養病床入院基本料2 231501494

2. 施設の目的と運営の方針

- (1) 入院患者に対し、適正な療養病床の医療を提供することを目的とします。
- (2) 病院の従業者は、療養を必要とする者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養上の管理、看護、療養上の管理、看護、医療及び機能訓練その他の世話をを行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。
- (3) 医療サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 当院は、患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (5) 医療サービス提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (6) 当院は、院内感染及び食中毒等の予防・まん延防止に努め、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (7) 当院は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための医療安全規約を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当院は、患者に対し必要な措置を行います。
- (8) 患者が終末期を迎える場合、その合意に基づく人生の最終段階における医療・ケアを実施しつつも、合意の根拠となった事実や状態の変化に応じて、本人の意思が変化しうるものであることを踏まえて、人としての尊厳が守られるように人生の最終段階における医療・ケアの指針を作成し、対応する医師・看護・介護職員等がそれに基づくケアを行います。

3. 施設の概要

施設	療養病棟	敷地面積	3,305㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 5階建	床延面積	1,969㎡
利用定員	52名	居室	(1人部屋12室 4人部屋22室)
設備	療養室・診察室・機能訓練室・談話室・食堂・一般浴室(ジェットバス)・特別浴室(シャワーバス・クレイドル)・レクリエーションルーム・洗面所・トイレ(ウオシュレット設備)・ナースステーション・調理室・ランドリールーム・送迎用自動車(車椅子対応)・バルコニー・電動3モーターベッド		

4. 職員体制及び勤務体制

当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職員数については法令の定めるところによります。

①. 管理者	1人以上(医師と兼務)	(勤務時間 8時30分から17時30分)	水・日曜日休み)
②. 医師	3人以上(管理者に同じ)	(勤務時間 8時30分から17時30分)	水・日曜日休み)
③. 薬剤師	1人以上	(勤務時間 8時45分から17時30分)	祝・土・日曜日休み)
④. 看護職員	13人以上	(勤務時間 8時45分から17時30分)	週休2日交替休み)
⑤. 介護職員	13人以上	(勤務時間 8時45分から17時30分)	週休2日交替休み)
⑥. リハビリ職員			
理学療法士	脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅲ)	(勤務時間 8時45分から17時30分)	土・日曜日休み)
作業療法士	運動器リハビリテーション(Ⅲ)		
言語聴覚士	の实情に応じた数		
⑦. 医療ソーシャルワーカー	1人以上	(勤務時間 8時45分から17時30分)	土・日曜日休み)
⑧. 管理栄養士	1人以上	(勤務時間 8時45分から17時30分)	土・日曜日休み)
⑩. 事務員			
その他の従業者	实情に応じた数	(勤務時間 8時45分から17時30分)	土・日曜日休み)

※ 当病棟では1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び介護職員が勤務しています。なお時間帯の配置は次のとおりです。

看護職員

8時45分から16時30分まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
 16時30分から8時45分まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は52人以内です。

介護職員

8時45分から16時30分まで 介護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
 16時30分から8時45分まで 介護職員1人当たりの受け持ち数は52人以内です。

5. 苦情等申立窓口

①. 当施設窓口担当者 医療ソーシャルワーカー 高橋 和 電 話 0 5 2 (7 7 7) 5 6 8 8

②. その他自治体における相談窓口

愛知県医師会相談窓口

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

連絡先 0 5 2 (2 4 1) 4 1 6 3

愛知県国民健康保険団体連合会

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

連絡先 0 5 2 (9 7 1) 4 1 6 5

6. 協力医療機関

医科 名称 国家公務員共済組合連合会 東海病院 歯科 名称 鈴木歯科医院

住 所 名古屋市千種区千代田橋一丁目1番1号 住 所 名古屋市守山区守山三丁目3番15

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状況等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当院は患者に対して医師の医学的判断により対診の必要があると認める場合には協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼いたします。
- (3) 当院は患者に対してサービスの提供が困難な状態又は高度な専門的、医学的対応が必要と判断した場合には他の専門医療機関をご紹介します。
- (4) 当院は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (5) 当院は万一の事故（施設内及び送迎時の交通事故を含む）の発生に備えて、損害保険ジャパン（株）に加入しております。

8. 非常災害時の対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する消防管理計画を設置して非常災害に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者は事務長。火元責任者は1F事務長 2・3Fは看護師長。
- (2) 非常災害用の設備は、契約保守業者に依頼しております。点検の際は、防火管理者が立ち会っています。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たります。
- (4) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底（随時）
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

9. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 なし

10. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

- ①. 面会者は面会簿に記入し、時間は毎日9：00～20：00までです。
- ②. 消灯時間は21時です。
- ③. 外出・外泊はサービスステーションに届けを提出し、医師の許可を得てください。
- ④. 飲酒は原則として禁止とし、喫煙は定められた場所で行ってください。
- ⑤. 施設内へのペット・火気・危険物の持ち込みは禁止します。
- ⑥. 入所者への食べ物の持ち込みは許可を必要とします。
- ⑦. 金銭・貴重品の管理は当施設では原則として行いません。
- ⑧. 外泊時等に当施設以外の医療施設を受診する場合は必ず連絡してください。
- ⑨. 利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治行動」は禁止します。
- ⑩. 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ⑪. 当院では、適切な医療サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動は、従業員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じます。
- ⑫. 当院は、感染症や非常災害の発生時において、患者に対する医療サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。
- ⑬. 当院では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。
- ⑭. 利用者の過失によって、施設内の備品等を破損した場合、弁償費用として請求させていただくことがあります。